

平成21年度の市民税・県民税の改正について

■あいち森と緑づくり税を導入します

愛知県は平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入し、その税収を森と緑のための新たな施策の財源に充て、「山から街まで緑豊かな愛知」の実現を目指します。

個人県民税の納税義務者には現行1千円の均等割額に500円が新たに加算され、市民税・県民税の均等割額はあわせて4500円となります。なお、法人県民税の納税義務者は現行均等割の5%（年額1千円〜4万円）を新たに負担していただきます。

問合せ先 愛知県東三河県税事務所
所(☎54・5111)

■公的年金から市民税・県民税が特別徴収(天引き)されます

年金分の市民税・県民税が平成21年10月以降に支払われる年金から特別徴収されます。※年金分以外(給与分など)の市民税・県民税は年金から特別徴収されず、別に納めていただきます。

特別徴収の対象となる方

次の条件をすべて満たす方が対象となります。

- (1)平成21年4月1日時点で65歳以上の方(昭和19年4月2日以前生まれの方)
- (2)平成20年中に年金を受給しており、平成21年度に年金分の市民税・県民税が課税される方
- (3)平成21年1月1日以後、引き続き豊橋市内に住所を有する方
- (4)年金から介護保険料が特別徴収されている方

対象となる年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金などです。

平成21年度の徴収時期と税額(公的年金以外に所得のない方の場合)

2期までは普通徴収(納税者自身で納付)で、残りの税額の3分の1(年税額の6分の1)ずつが10月以降の年金から特別徴収されます。(下表参照)

■寄附金控除が変わります

平成21年度に課税される市民税・県民税から寄附金控除の計算方法が変わります。(平成20年1月1日からの寄附が対象となります)

・ふるさと寄附(地方公共団体への寄附)をすると、市民税・

■平成21年度の徴収時期と税額

徴収方法	普通徴収 (納税者自身で納付)		特別徴収 (年金から天引き)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
徴収される税額	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

■寄附金控除の手続き

①寄附をします。

②所得税の確定申告または市民税・県民税の申告をする際に寄附金控除の申告をします。申告時には「寄附受理通知書」など、寄附金についての領収書・証明書などの添付または提示が必要です。
※所得税の確定申告で寄附金控除の申告をした場合、市民税・県民税の申告をしていただく必要はありません。

③市民税・県民税は、寄附をしていただいた年の翌年度の市民税・県民税から控除されます。所得税は、寄附をしていただいたその年の所得税から控除されます。

県民税は特例控除が受けられます。
・5千円を超える寄附が控除の対象となります。
・市民税・県民税は税額控除(寄附金控除額を税額から差し引く方法)になります。※所得税はこれまでどおり所得控除(寄附金控除額を総所得金額等から差し引く方法)です。
・豊橋市で対象となる寄附は市や県など地方公共団体に対する寄附、および所得税の寄附金控除の対象となるもの。

ち、愛知県内に主たる事務所がある社会福祉法人や学校法人などに対する寄附。(ただし、国に対する寄附、政党などに対する政治活動に関する寄附は対象となりません)
申告が必要です
毎年1月から12月までに行なった寄附は、領収書を添付して翌年の3月15日(平成21年は3月16日)までに所得税の確定申告または市民税・県民税の申告を行ってください。(左図参照)

問合せ先

市民税課(☎51・2203)
☎ <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/zei/>

所得税の確定申告と市民税・県民税の申告は 2月16日～3月16日です

(土・日曜日は除く)

申告書は自分で書いて期限内に提出してください(郵送でも可)

所得税

豊橋税務署(☎52・6201)

※自動音声案内です

所得税は納税者自身が所得と税額を正しく計算して申告する「申告納税制度」です。申告期限間近になると大変混雑しますので、早めに提出してください。なお、還付申告は2月15日以前でも提出することができます。

提出先 豊橋税務署(〒440-8504 大國町111)

■サラリーマンで申告が必要な方

①給与の収入金額が2千万円を超える方
②給与と所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
③給与を2か所以上から受けている方

■公的年金などの受給者で申告が必要な方

①受け取っている公的年金などから所得税が源泉徴収(大引き)されている方
②公的年金などを2か所以上から受けている方
③公的年金以外に給与・不動産などの所得がある方

■確定申告をすると所得税が還付される方

次のような方は、確定申告をす

市民税・県民税
市民税課(☎51・220002200)

る義務がない場合でも申告によって源泉徴収された所得税が還付されることがあります。
①家屋を取得または増改築などした方で、住宅借入金などがある方
②多額の医療費を支払った方
③災害や盗難にあった方
④年の途中で退職し、再就職していない方

■申告受付・相談

とき 2月16日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時
ところ 豊橋税務署(大國町豊橋地方合同庁舎内) **その他** 2月22日(月)3月1日(日)も確定申告書作成の指導・申告受付を行います。混雑が予想されますので、平日に利用してください。所得税の確定申告は国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(http://www.nta.go.jp)で申告書を作成し、印刷したものをそのまま税務署に提出できます。

■無料税務相談

とき 2月16日(月)～3月3日(火)午前9時30分～正午、午後1時～4時
ところ アイプラザ豊橋(草間町字東山)※個人事業税は愛知県東三河県税事務所(☎54・51111内線265)

申告書は市民税・県民税を正しく算出する基礎となります。また、国民健康保険税、介護保険料、福祉年金などの資料となる大切なものです。申告しないと公営住宅、児童手当、保育園、融資などの手続きに必要な所得証明が発行できないことがあります。

■申告が必要な方

平成21年1月1日現在、豊橋市に住んでいて次に該当する方。
①営業・農業・不動産・利子・配当などの所得があった方
②公的年金等受給者で社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除などを受けようとする方
③給与と所得で、勤務先から給与と支払報告書が提出されていない方
平成20年中に退職した方、雑損・医療費控除などを受けようとする方、給与以外に所得があった方(給与以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告の必要がない方も市民税・県民税の申告は必要)

④所得がなかった方
⑤遺族・障害年金などの非課税所得のみの方
⑥市民税・県民税の住宅ローン控除を受けようとする方

■申告が不要な方

①平成20年分の確定申告をした方
②給与と所得のみで年末調整をした方(源泉徴収票に記載以外の所得控除を受ける方は申告が必

■市民税・県民税出張受付会場 時間は午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

とき	ところ
3月2日(月)	石巻校区市民館 天伯校区市民館
3月3日(火)	牟呂地区市民館 老津校区市民館
3月4日(水)	嵩山校区市民館 二川校区市民館
3月5日(木)	谷川校区市民館 東部地区市民館
3月6日(金)	市民文化会館 羽根井地区市民館
3月9日(月)	幸校区市民館 野依校区市民館 豊岡地区市民館
3月10日(火)	二川南校区市民館 牛川校区市民館
3月11日(水)	花田校区市民館 五並地区市民館

とき	ところ
2月16日(月)	小池公民館 吾妻町公民館
2月17日(火)	東陵地区市民館 大崎校区市民館
2月18日(水)	本郷地区市民館 前芝地区市民館
2月19日(木)	吉田方地区市民館 杉山地区市民館
2月20日(金)	賀茂校区市民館 大村校区市民館 多米校区市民館
2月23日(月)	大清水地域福祉センター※1
2月24日(火)	JA豊橋津田支店※2 西郷校区市民館 高豊地区市民館
2月25日(水)	生活家庭館
2月26日(木)	生活家庭館
2月27日(金)	石巻地区市民館

※1南稜地区市民館と植田地区市民館は大清水地域福祉センターに会場変更
※2津田校区市民館は今回に限りJA豊橋津田支店に会場変更

要③所得がなかった方で同居親族の扶養控除対象となっている方

■申告受付・相談

とき 3月16日(月)までの午前8時30分～正午、午後1時～5時
※出張受付は午前9時30分～正午、午後1時～3時30分
ところ 市役所市民税課(西館2階)および右記の出張受付会場

「共通事項」申告に必要なもの

①申告書と印鑑、計算機、筆記用具
②給与所得者・公的年金等受給者は源泉徴収票(原本または支払者の証明書など、事業

所得者などは青色決算書または収支内訳書(確定申告される方)・収支明細書・その他帳簿書類など
③医療費・社会保険料・生命保険料・地震保険料・障害者控除を受ける場合はその証明書・領収書など(医療費は保険などにより補てんされた金額)が分かるもの、国民年金保険料は社会保険庁発行の控除証明書が必要
④扶養控除・配偶者特別控除を受ける場合はその方の所得がわかるもの
⑤本人名義の預貯金通帳(所得税が還付になる方のみ)